

理事の代表権喪失の変更登記はお済みですか？

特定非営利活動促進法の改正に伴い、平成24年4月1日から、特定非営利活動法人（NPO法人）の代表権に関する登記事項等が変更となりました。これに伴い、現在、登記されている理事について、**平成24年10月1日(月)までに**変更の登記が必要となる場合があります。



登記をしないままだと
どうなっちゃうの??

改正法では代表権喪失の登記は「義務」付けられているので、手続を怠ると過料に処させる可能性もあります。

今すぐ定款をチェック



定款

第1章 総則
第1条 この法人は

現在の定款に、
例えば
「理事長は、この法人を代表し、
その業務を総理する。」等、
特定の理事のみが
法人を代表することを定めている
NPO法人などが該当します。

期日は
10月1日まで!



登記の詳しい手続は
最寄りの法務局へ